石油備蓄の現況

令和7年11月 資源エネルギー庁 燃料供給基盤整備課

- 1. 我が国の石油備蓄は、<u>国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄</u>、の3つの方法により実施しています。
- 2. 令和7年9月末現在の我が国の石油備蓄は、以下の通りです。

	【備蓄日数】	【製品換算】	【保有量】
<u>国家備蓄</u>	146日分	4, 123万k1 (≒2.6億バレル)	原油 4, 190万k1 (≒2.6億バレル)
	<u>123日分</u> < I E A基準>		製品 143万k1 (≒0.09億バレル)
民間備蓄	96日分	2, 728万k1 (≒1.7億バレル)	* **
	<u>84日分</u> < I E A基準>		製品 1, 595万k1 (≒1.0億バレル)
産油国共同備蓄	<u>8日分</u>	223万k1 (≒0.14億バレル)	原油 234万k1 (≒0.15億バレル)
	<u>6日分</u> <ⅠEA基準>		
合計	250日分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	合計 7, 354万k1 (≒4.6億バレル)

2 1 3 日分< I E A基準>

- (注) 1. 四捨五入のため内数と計は一致しないこともある。
 - 2. 【備蓄日数】は石油備蓄法に基づき、国内の石油消費量をもとに計算したもの。また、当該【備蓄日数】とともにIEA基準で試算した備蓄日数(石油ガスを含む。)を併記している。なお、当該日数については、計算に使用する値が異なるため、IEA公表の数字と必ずしも一致しない。
- 3. <u>国家備蓄</u>は、昭和53年度から開始しています。石油備蓄目標では、産油国共 同備蓄の1/2とあわせて輸入量の90日分程度(IEA基準)に相当する量 を下回らないとしています。
- 4. <u>民間備蓄</u>は、昭和50年度に石油備蓄法を制定(平成13年に「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改正)し、石油精製業者、特定石油販売業者及び石油輸入業者に備蓄を義務づけており、備蓄義務量は平成5年度以降消費量の70日分となっています。
- 5. <u>産油国共同備蓄</u>は、日本国内の民間原油タンクを産油国の国営石油会社に政府 支援の下で貸与し、当該社が東アジア向けの中継・備蓄基地として利用しつ つ、我が国への原油供給が不足する際には、当該原油タンクの在庫を我が国向 けに優先供給する事業です。